

令和7年度古殿町奨学生募集要項

古殿町教育委員会

本町奨学資金は「能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に貢献することを目的とするものであり、下記要項により令和6年度奨学生を募集する。

1. 奨学生の種類

- ① 大学校・専修学校奨学生
- ② 高等学校・高等専門学校奨学生

2. 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること）

- ① 学術にすぐれ、品行が正しく、身体が強健であること。
（全教科について学業成績の評定を平均した値が、原則として3.0以上あること。）
- ② 高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学に在学している者は、合格当時古殿町に住所を有していたものとし、かつ、入学するまで古殿町に引き続き6ヶ月以上住所を有していたこと。（通学資金は専修学校専門課程及び大学を除く）
- ③ 経済的理由により修学が困難と認められること。
- ④ 国又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていないこと。（奨学資金のみ適用）
- ⑤ 世帯に税金その他古殿町へ納付すべきものに未納がないこと。

3. 貸与月額

・ 修学資金

- ① 高等学校、高等専門学校在学学生 月額20,000円
- ② 専修学校（高等課程）在学学生 月額20,000円
- ③ 専修学校（専門課程）在学学生 月額30,000円
- ④ 大学、短期大学在学学生 月額40,000円

・ 通学資金

- ① 高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）在学学生 月額10,000円

4. 貸与始期及び貸与期間

令和7年4月分より在学する学校の正規の修業期間

5. 奨学資金の返還

卒業の月の6ヶ月後から起算して10年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦(1年に2回)又は月賦で返還しなければならない。

卒業後に所定の書類提出を求めます。

なお、利子は無利子とします。

期限内に返還が無い場合、連帯保証人へ請求することになります。

6. 出願手続

(1) 大学・専修学校奨学生の場合

希望者は、奨学生願書(様式第1号)に所要事項を記入し、高等学校長からの奨学生推薦調書(様式第2号)とともに町教育委員会教育長に提出する。

(2) 高等学校・高等専門学校奨学生の場合

希望者は、奨学生願書(第1号様式)に所要事項を記入し、中学校長からの奨学生推薦調書(第2号様式)とともに町教育委員会教育長に提出する。

(3) 連帯保証人は2人として、それぞれの納税証明書、所得証明書、印鑑証明書を提出する。(税等の未納がないこと。連帯保証人の内1人は別世帯で60歳以下の方とすること。)

(4) 審査のために、世帯の所得等状況の確認が必要となるので、「所得等状況照会同意・委任状」に、令和5年中および令和6年中に収入(年金も含む)があったすべての世帯員の氏名を記入、押印の上、提出する。

7. 提出期限

令和7年5月30日(金)まで【期限厳守】

8. 奨学生の採用決定

厳正に審査のうえ採用・不採用を6月末日までに決定し、本人に通知する。

9. 奨学生願書用紙の請求

古殿町公式ホームページからダウンロードもしくは、下記に用紙の請求をすること。

〒963-8304

古殿町大字松川字新桑原31番地

古殿町教育委員会学校教育係

TEL 0247-53-3655

FAX 0247-53-4511